

**白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業
木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務 プロポーザル実施要領**

1. 目的

この要領は、白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務を発注するにあたり、複数の提案を募り、総合的に業者選定するため、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものとする。

2. 主催及び事務局

(1) 主 催 白鷹町

(2) 事務局 〒992-0892 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833

白鷹町建設課

電 話 0238-85-6139

FAX 0238-85-2509

Mail kensetu@so.town.shirataka.yamagata.jp

3. 業務概要

(1) 業 務 名 白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業
木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務

(2) 業務内容 上記業務に係るボイラーの規模、管理・制御の方法、機種選定、本管、各住居への枝管の配管設計、チップ搬入サイロ設計、ボイラー管理建屋の建築設計、各住居への熱源供給計画等。

なお、詳細については、白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務 特記仕様書を参照すること。

(3) 履行期限 契約締結の日から令和7年11月28日

(4) 契約上限額（業務料の目安）

15,000,000円
(消費税及び地方消費税相当額を含む)

4. 選定方法

業者選定に係る審査は、町が組織する審査委員会による2段階方式で行う。

(1) 第1次審査

参加者の中から上位3者までを第2次審査対象者として選定する。

(2) 第2次審査

第1次審査で選定された提案者を対象に提案書等のプレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀提案者及び次点提案者をそれぞれ1者選定する。

5. プロポーザルの日程

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 実施要領の公表 | 令和7年6月24日(火) |
| (2) 参加表明書等の提出期間 | 令和7年6月24日(火)～令和7年7月7日(月) |
| (3) プロポーザル説明会 | 令和7年6月30日(月) |
| (4) 参加資格確認結果通知 | 令和7年7月8日(火) |
| (5) 質問書の提出期間 | 令和7年7月8日(火)～令和7年7月18日(金) |
| (6) 質問書に対する回答 | 随時(最終回答 令和7年7月22日(火)) |
| (7) 提案書等の提出期間 | 持参 令和7年7月8日(火)～令和7年7月29日(火)
郵送 令和7年7月29日(火)必着 |
| (8) 第1次審査 | 令和7年7月31日(木) |
| (9) 第1次審査結果の公表 | 令和7年8月1日(金) |
| (10) 第2次審査 | 令和7年8月7日(木) |
| (11) 第2次審査の結果公表 | 令和7年8月8日(金) |

6. 参加資格等

白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務プロポーザル実施要綱を参照のこと。

7. 手続等

(1) 実施要領等の配布

A 配布資料

- a) 白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務プロポーザル実施要綱
- b) 白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務プロポーザル実施要領
- c) 白鷹町子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務特記仕様書
- d) 子育て支援住宅及び若者定住促進住宅整備事業配置計画
- e) 各様式
- f) プロポーザル公開説明会案内及び説明会参加申込書

B 配布期間 令和7年6月24日（火）～令和7年7月7日（月）まで

C 配布方法 白鷹町公式ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加表明書等の提出

A 提出期間 令和7年6月24日（火）～令和7年7月7日（月）17時迄（土日は除く）

B 提出場所 白鷹町建設課

C 提出方法 持参又は郵送とする。郵送する場合は、封筒の表に「参加表明書在中」と朱書き記載し、令和7年7月7日（月）17時必着とする。

D 提出書類

- 参加表明書（様式1号）
- 木質バイオマスボイラー導入設計実績記入様式（様式7号）
- 構成員調書（様式6号）※必要に応じて

E 参加資格確認結果通知

令和7年7月8日（火）までにメールにて各社宛に参加資格の有無について回答する。

(3) 説明会について

今回のプロポーザルを実施するにあたり、説明会を令和7年6月30日(月)14時から行う。

(4) 質問書の提出について

A 提出期間 令和7年7月8日(火)～令和7年7月18日(金)17時まで

B 提出場所 白鷹町建設課

C 提出方法 電子メール(送信後に電話にて確認を行うこと)

D 提出書類 プロポーザルに関する質問書(様式4号)

E 回答方法 回答は、白鷹町公式ホームページに掲載する。

F 回答日時 随時(最終回答 令和7年7月22日(火))

(5) 提案書等の提出について

提案書等の提出は参加表明者1者につき1提案とし、以下により提出するものとする。

A 提出期間 持参 令和7年7月8日(火)～令和7年7月29日(火)
17時迄(土日は除く)
郵送 ～令和7年7月29日(火)必着

B 提出場所 白鷹町建設課

C 提出方法 持参又は郵送とする。郵送する場合は、封筒の表に「提案書在中」と朱書き記載し、令和7年7月29日(金)17時必着とする。

D 提出書類

■提案書(様式5号)	1部
■課題に対する提案(様式8号)	10部
■見積書(本実施設計業務に係る見積書)	1部
■概算積算書(本木質バイオマスボイラー施設整備工事に係る概算積算書)	1部

E 課題に対する提案(様式8号)の表現方法について

- A3用紙2枚で横に使用し、片面のみを使用すること。(着色・採色可)
- 文書及び図、イラスト、パース等を用いた平面で表現すること。
- 課題に対する提案(様式8号)には、以下の内容を最低限記載すること。
①平面計画のイメージ図(配管計画含む)

- ②バイオマスボイラー管理棟内の機器配置のイメージ図
 - ③提案機器の緒元（メーカー、機種、規模、他特記すべき特徴等）
 - ④課題提案の5項目の内容
- （8. 審査及び結果の通知について→（3）第2次審査に記載）

8. 審査及び結果の通知について

（1）審査委員会

第1次審査、第2次審査とも、学識経験者を含めた審査委員会を設置し審査を実施する。

（2）第1次審査

第1次審査では、下記の【客観点（第1次審査） 業務実績評価要件】及び【客観点（第1次審査） 業務実績評価基準】（別表1）により審査を行い、上位3者までを第2次審査対象者として選定する。

また、参加者が提出した本業務に係る見積書（木質バイオマスボイラー施設整備実施設計業務委託料）、整備工事に係る概算積算書（木質バイオマスボイラー施設整備工事費）の金額が実施要領及び特記仕様書に記載の金額を超える場合は審査除外とし、失格とする。

第1次審査の結果、選定された者には、その旨を電子メール及び書面により通知する。また、選定されなかった者に対しても、その旨通知する。

なお、参加者の得点は公表しないものとするが要請があれば自社提案の得点のみ開示するものとする。

【客観点（第1次審査） 業務実績評価要件】

- ・直近10年間（平成27年度～令和6年度）において、木質バイオマスボイラー（チップボイラー）の導入・設置に係る実施設計の実績を1件以上有していること。
- ・実績は、構成員の実績を記入してもよい。（要：構成員調書（様式6）の提出）
- ・構成員が単独または他の参加者の構成員としてプロポーザルへ参加することは認めない。
- ・提出書類において、設計実績が1件以上ないと判断された場合は、参加を無効とする。

【客観点（第1次審査） 業務実績評価基準】

- ・（別表1）に基づき審査を行い、第1次審査の最大点は、最大20点×5件＝100点満点とする。
- ・設計実績1件当りの最大点は、20点とする。
- ・設計実績は、5件を上限として評価する。
- ・設計実績は、構成員を含むものとするが、代表構成員自らが木質バイオマスボイラー導入の設計に関与した実績については、加点とする。

【客観点（第1次審査） 業務実績評価基準】（別表1） 1件当たりの点数

評価区分	評価事項	点
基礎点	設計実績1件当たりの基礎点 (構成員を含む設計実績)	5点
加点	代表構成員自らの設計実績	+5点
	総出力400kW以上の設計実績の該当	+2点
	複数建屋供給の設計実績の該当	+2点
	管理・制御システムの設計実績の該当	+5点
	地下配管の設計実績の該当	+1点
合計	設計実績1件当たりの最大点	20点

(3) 第2次審査

第2次審査では、第1次審査で選定された提案者による提案書等についてのプレゼンテーション及び審査委員によるヒアリングを実施し、下記の【主観点 評価基準】（別表2）に基づき審査を行う。

プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とし、1件当たり、プレゼンテーション15分、ヒアリング15分を目安とし、合計30分程度とする。

プレゼンテーションにおいて、パワーポイント等の使用は認めるが、スクリーン以外の機器等は提案者が準備することとする。なお、第2次審査にあたっての追加資料の提出は認めない。

全プレゼンテーション及びヒアリング終了後、第1次審査及び第2次審査の総得点において審査し、最優秀提案者及び次点提案者をそれぞれ1名選定する。

また、第2次審査に参加できる人数は1提案者3名以内とし、第2次審査の詳細は第2次審査対象者に対してのみ通知する。

審査の結果は、電子メール及び書面により通知するとともに、白鷹町公式ホームページに掲載する。

なお、提案者の得点は公表しないものとするが要請があれば自社提案の得点のみ開示するものとする。

【主観点 評価基準】（別表2）

評価項目	評価事項	点
主観点	① 提案の的確性・実現性・持続可能性（※課題提案の5項目）	70点
	② 実施設計の妥当性	10点
	③ 取組意欲	10点
	④ ヒアリングにおける質疑の的確性	10点
合計		100点

※課題提案の5項目の内容（配点 70点）

- | | |
|-------------------------------|-------|
| a) 提案者が考えたこの設計・設備の特色、アピールポイント | 配点10点 |
| b) イニシャルコスト低減策に対する計画 | 配点10点 |
| c) ランニングコスト低減策に対する計画 | 配点10点 |
| d) 複数住戸供給に関連するエネルギー効率に対する計画 | 配点20点 |
| e) 保守、メンテナンスに対する計画 | 配点20点 |

（故障時のバックアップ体制についても含む計画）

※使用するチップは、町産材を想定している。チップの単価については、運送費込1㎡あたり税込み5,500円で試算を行うこと。

（4）その他

- ・第2次審査における①提案の的確性・実現性・持続可能性、②実施方針の妥当性、③取組意欲についてはプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に判断し評価する。
- ・第1次審査と第2次審査の得点を合計した総合計点が6割に満たない提案は無効とする。
（360点 / 600点以下の提案は無効）
- ・参加者が1者の場合でも、第1次審査及び第2次審査は実施する。

（5）設計業務の契約

- A プロポーザルは、契約候補者を選定するものであり契約行為については別途実施するものとする。
- B 審査結果確定後、最優秀提案者と契約内容を調整し、白鷹町財務規則及び白鷹町業務委託契約約款に基づき設計業務委託契約を締結する。なお、本設計業務に関し、本町は最優秀提案者の提案書等の趣旨は尊重するが、その内容に拘束されないものとする。
- C 提案内容は審査用としての書類とし、本施設の設計は別に町と調整のうえ本格的な設計に入ることとする。（必要と認めた場合、内容変更し、契約時の仕様書に反映することがある。）
- D 最優秀提案者との協議が整わない場合は、次点提案者と協議を行うものとする。
- E 業務委託料は、予算の範囲内で町長が設定した予定価格以下とする。

9. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、その提案に係る参加者は失格とする。

- （1）審査結果に影響を与える工作等不正な行為が行われたもの。
- （2）提出方法及び提出期間を遵守しなかったもの。
- （3）許容された表現方法以外の表現方法が用いられたもの。
- （4）提出書類に虚偽の内容が記述されているもの。

- (5) 他人の作品を盗用したもの及び著作権の侵害を疑われるもの。
- (6) 審査委員会の委員及びその家族、又は審査委員会の委員及びその家族が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、団体等であるもの。

10. その他

(1) 提案図書取扱

A 提出された提案書等は返却しないものとする。

B 本町は、本プロポーザルに関する公表・展示等に必要に応じ提案書等を無償にて使用できるものとする。

(2) 経費の負担

本プロポーザル参加に要した経費は、全て参加者の負担とする。

(3) 疑義・協議

本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。

(4) その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。